

戦傷病者に係る軽自動車税の減免基準表

区分	減免の対象となる範囲	
	戦傷病者の方が自ら運転する場合	戦傷病者の方と生計を一にする方 又は常時介護する方が運転する場合
視覚障がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
聴覚障がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
平衡機能障がい	特別項症から第4項症	特別項症から第4項症
喉頭摘出による音声機能障がい	特別項症から第2項症	－
上肢不自由	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症
下肢不自由	特別項症から第6項症まで及び 第1款症から第3款症まで	特別項症から第3項症
体幹不自由	特別項症から第6項症まで及び 第1款症から第3款症まで	特別項症から第4項症
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、肝臓、ぼうこう又は直腸機能障がい	特別項症から第3項症	特別項症から第3項症

(注) 旧として表示してある場合の第7項症は第1款症、旧第1款症は第2款症、旧第2款症は第3款症となります。
したがって、旧第3款症は該当しません。また、目症については該当しません。